

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	新規上場に伴う負担の軽減	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線3665) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成26年3月13日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 現在、上場企業は、事業年度ごとに内部統制報告書(注)の提出が求められており、当該内部統制報告書には、公認会計士の監査を受けることが求められている。内部統制報告書の提出義務は、全ての上場企業に課されるものであるため、新規上場企業であっても、上場後、最初の事業年度終了後から、公認会計士による監査証明を受けた内部統制報告書を提出しなければならない。このため、内部統制報告書の提出に係る負担が、新規上場を躊躇させる一因となっている可能性が指摘されている。</p> <p>(注)内部統制報告書とは、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について、経営者が評価し、その結果を記載した報告書。</p> <p>【目的及び必要性】 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進を図る観点からは、投資者保護に支障を来たさない範囲内で、新規上場に伴う負担の軽減を図り、新規上場を促進していくことが重要である。</p> <p>【内容】 新規上場の際、取引所が厳格な上場審査を行っていることなどから、新規上場後一定期間(3年間)に限って、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにする。ただし、新規上場企業であっても、特に企業規模が大きく、社会・経済的影響の大きな企業については、対象外とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第193条の2第2項
想定される代替案	企業規模が一定規模以下である間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択できるようにする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	特段の費用は発生しない。	企業規模が一定規模を超えた場合に内部統制報告書に対する公認会計士監査を受ける義務が生じることに備えて、新規上場企業が、事業年度中、常に自社の企業規模を把握しておくことに係る費用が発生する。
(行政費用)	行政庁(国)において、監査免除を選択した企業が免除要件を満たすかどうかの確認に係る費用や、開示書類に対するレビュー対応等の費用が発生する。	行政庁(国)において、監査免除を選択した企業が免除要件を満たすかどうかの確認に係る費用や、開示書類に対するレビュー対応等の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	監査免除を選択した企業が上場後3年の間に急成長した場合等には、当該企業の内部統制体制の整備状況について十分なチェックが行われているか監査証明がないため、当該企業への投資が低迷する可能性がある。 ただし、新規上場後の企業内容の変化について確認したところ、多くの企業において、新規上場後3年間程度は、売上や従業員などの企業規模等に大きな変化は見られず、また、3年間に限定した措置でもあるため、大きな影響は生じないと考えられる。	企業規模が一定規模を超えて成長した場合には内部統制報告書に対する公認会計士監査を受ける義務が生じるため、新規上場企業の成長意欲を削ぐ(当該一定規模を超えることが視野に入った企業が意図的に成長を減速させるなど)ことにも繋がり、新規上場企業が十分に成長しないことで、我が国経済の持続的成長への寄与が限定的なものとなるおそれがある。 また、既存の上場企業及び一定規模を超える新規上場企業については、毎年度内部統制報告書に対する公認会計士監査が行われるのに対して、代替案では、企業規模が一定規模以下である限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択し続けることができるため、長期間、監査を受けない企業が出てくることも考えられる。このような場合等には、財務報告に係る内部統制の有効性の評価の信頼性を外部から確認できない状況が長期間に及ぶことになるため、当該企業への投資が低迷するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	監査免除を選択した企業において、新規上場後3年間、内部統制報告書に対する公認会計士監査に係る費用が削減されることから、新規上場に伴う負担が軽減し、新規上場の促進に寄与するものと考えられる。	監査免除を選択した企業において、新規上場企業の企業規模が一定規模以下である間は、内部統制報告書に対する公認会計士監査に係る費用が削減されることから、新規上場に伴う負担が軽減し、新規上場の促進に寄与するものと考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 改正案により、上記の行政費用等が発生するものの、上記便益の発生により、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給の促進をもたらす、我が国における経済の持続的成長の実現に資するものと考えられるため、便益の発生は行政費用等を大きく上回るものと考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 上記の行政費用および規制の便益については、改正案と代替案とは同様の結果になると考えられる。しかしながら、遵守費用について、代替案では費用が発生するほか、その他の社会的費用について、改正案では大きな影響は生じないのに対し、代替案では長期間にわたり多くの社会的費用が発生するおそれがある。これらの点を勘案すると、改正案は適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)において、「新規上場企業の内部統制報告書の提出義務に係る負担を軽減するため、新規上場後、例えば3年間について、内部統制報告書に係る監査義務を免除することが適当であると考えられる。」と提言されている。	
レビューを行う時期又は条件	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		